

研究会概要「ナラティブ研究会」設立趣旨

私たちは「看護教育」に携わる者として、実践力を備えた看護師育成をめざしています。看護の実践力には「知識」「技術」「状況の把握・判断」「関わる力」が含まれていると捉えています。こうした要素を高めていくには、経験の中から自らの看護実践の意味を確認し、臨床知を見いだす作業が有効です。殊に「状況の把握・判断」する力は、経験したことへの意味づけを繰り返していくことでしか高めていくことができないと考えています。また、「関わる力」についても、自らの看護実践に意味づけし、相手（患者や家族など）への関わりにおける自己の存在価値を知ること、関わる面白さ（力）が培われていくと考えています。

このような考えから、私たちは玉造厚生年金病院を初めとする近隣の病院の看護師の方から事例を提供していただき、共に語り合いながら臨床知を探求する活動を続けてきました。そして、『ナラティブにみつけた臨床知』として、これまでに3冊の本にまとめて刊行してきました。

今後も、臨床ナースと共に看護実践の意味を確認し、成長につながる支援をしたいと考えています。また、ナラティブを記録に残し、学生や新人看護師がベテランナースの臨床知に触れ、継承してくれることを願っています。さらに外側の視点から看護を探求したり、保育場面など看護以外の実践から学んだりしていきたいと考えています。

以上のような考えから、本研究会は、実践力を高め、臨床知を伝えるために、看護師、保健師、看護学教員、教育学教員、学生など、多方面の専門家が参画し、連携を図りながら、活動を継続的に展開していくことを目的として設立するものです。

2013年2月

石橋照子，梶谷みゆき，加藤真紀

「ナラティブ研究会」連絡先

〒693-8550

島根県出雲市西林木町 151

島根県立大学 出雲キャンパス 305 研究室内

TEL : 0853-20-0239

FAX : 0853-20-0240

Mail : ishibashi@izm.u-shimane.ac.jp

ナラティブ研究会 規約

(名称及び事務局)

第1条：本会は、「ナラティブ研究会」(以下研究会)と称する。

本研究会の事務局は次に置く。

〒693-8550

島根県出雲市西林木町 151

島根県立大学 出雲キャンパス 305 研究室内

TEL：0853-20-0239

FAX：0853-20-0240

(目的)

第2条：研究会は、関わり場面の記述されたものを端緒に実践を詳細に具体的に語ってもらうことを通して、その場の状況をより詳細に具体的に知り、語られた内容の中から臨床の知を探求することを目的とする。

(活動内容)

第3条：研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

1. 臨床などの実践家と教育の場にいる研究会メンバーの交流
2. ナラティブ検討会の開催
3. 語られた事例と臨床知をまとめ『ナラティブにみつけた臨床知』の刊行

(会員)

第4条：この会は、第2条の目的に賛同する者であって、かつ、前条の事業に参加できる者をもって構成する。

2. この会に入会又は退会を希望する者は、書面(Mail可)をもって代表世話人に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

(役員)

第5条：この会に次の役員をおく。

1. 代表世話人 1名
2. 世話人 若干名
3. 会計監事 若干名
4. 代表世話人は、この会を代表し、会務を統括する。
5. 世話人は、ナラティブ検討会開催の連絡や『ナラティブにみつけた臨床知』の執筆要項の作成、編集作業などを行う。
6. 会計監事は、会計を監事する。
7. 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会計)

第6条：この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 会費は、会員 1 名につき年額 1,000 円とし、12 か月毎に一括納入（前納）するものとする。
3. 会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

（会議）

第 7 条：代表世話人は、この会を運営するため、次の会議を招集する。

1. 総会 毎会計年度 1 回以上
2. 役員会 随時
3. 総会又は役員会は、会員又は役員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
4. 次に掲げる事項は、総会の議を経なければならない。
 - 1) 事業計画及び収支予算
 - 2) 事業報告及び収支決算
 - 3) 役員を選出
 - 4) 規約の改正

（補足）

第 8 条：この規約に定めがない事項については、代表世話人が役員会に諮って決する。

（附則）

1. この規約の施行の際における役員及び会員は、別記のとおりとする。

[役員名簿]

代表世話人

石橋照子

世話人

梶谷みゆき

加藤真紀

事務局代行

和田由佳

松谷ひろみ

会計監事

高橋恵美子

本会則は 平成 25 年 3 月 28 日施行